

事業者・福祉団体との連携についてスキーム

支援団体と連携

支援団体

沖縄県居住支援協議会

①相談内容例

- ・住宅に関する相談等
- ・支援サービスの契約内容等について確認
- ・支援団体との調整 など

③'指定連絡先として登録

支援団体として登録

①相談

②情報提供

③ 支援サービス契約締結

住宅確保要配慮者（相談者）

民間事業者

支援サービスごとに登録

事業者による支援例
(指定連絡先との連携)

見守りサービス

残存家具片づけ
(原状回復・遺品整理等)

家財保険

家賃保証

死後委任事務・・・etc

福祉団体

既存の相談者へ実施している
(有料・無料)の福祉サービス内容
にて支援団体として登録

沖縄県居住支援協議会との連携の
うえ可能な範囲での支援を調整する
(地域・年齢・障害の有無など)

⑥入居後の福祉団体による支援（市町村既存事業の利用）
(※事務局、市町村、福祉団体にて実施可能な支援について調整を行う)
→例：日常生活自立支援事業、ふれあいコール事業、食の自立支援事業（配食サービス）等

④登録外物件の照会

③'指定連絡先として連携

家主・管理会社

・事業者と福祉団体の連携による
支援サービスの利用を前提に住宅を登録

③'指定連絡先として登録も可能。
(※休日を除く、就業時間内に限る)

・各不動産団体へ物件照会（FAX・メール等）

⑤入居契約

連携